



# 主幹事証券会社に必要な体制の手引き

---

## Exchange & beyond

株式会社東京証券取引所 上場推進部

2022年9月30日 ver1.0

- 1 東証における主幹事証券会社の役割**
  - 2 主幹事証券会社に必要な体制**
  - 3 書面調査までのステップ**
  - 4 書面調査に係る提出書類**
  - 5 主幹事証券会社相談センターについて**
- 



# 1. 東証における主幹事証券会社の役割

---



- 新規上場及び市場区分の変更の申請にあたっては、「主幹事証券会社（事務幹事証券会社）」が東証に「上場適格性調査に関する報告書」を提出する必要があります。
- 主幹事証券会社は上場準備会社への指導や引受審査など重要な役割を担っており、自律的に充実した組織体制を構築していただく必要がありますが、東証としても上場適格性調査の水準を維持・向上するため「取引参加者における上場適格性調査体制等に関する規則」に則った組織や社内規程等の整備を求めています。
- 東証は、主幹事証券会社の候補となる取引参加者の一覧（以下「主幹事候補証券会社リスト」といいます）を、JPXホームページに掲載しています。

## 主幹事証券会社

上場に際しての証券会社の役割は数多くありますが、上場申請準備段階では資本政策や社内体制整備のアドバイス、上場に当たっての手続きのサポートや公募・売出し等を引き受けるための会社内容の審査（引受審査）などを行います。

また、上場のための公募・売出し等を引き受ける際には、一連の事務手続きを日程に従って実行していく役割を担います。

なお、上場に関して申請会社を支援する業務を行う証券会社のことを「幹事証券会社」といい、幹事証券会社の中でも中心となって申請会社の上場を支援する証券会社を「主幹事証券会社（事務幹事証券会社）」といい、主幹事証券会社には申請会社の上場にあたり、取引所に対して「上場適格性調査に関する報告書」を提出いただきます。

### <ご参考> 主幹事候補証券会社一覧

- アイザワ証券株式会社
- いちよし証券株式会社
- エイチ・エス証券株式会社
- SMBC日興証券株式会社

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/basic/03.html>

- 日本取引所自主規制法人は必要に応じて、主幹事証券会社に対する考査を行うことを通じ、「取引参加者における上場適格性調査体制等に関する規則」の履行状況を検証しています。

※詳細は東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）による2011年9月9日付Target通知「取引参加者の上場適格性調査体制に係る検証の運用見直しについて（引受担当者及び検査担当責任者宛）」においてもご確認いただけます。

- 履行状況の検証として、まず社内規程や組織体制等の整備状況について「書面調査」を実施し、その結果又は上場審査の進捗状況等を踏まえ、さらなる検証が必要と判断した場合にはより詳細な「特別考査」を実施します。

- **新規で主幹事証券会社になる又は一定期間主幹事実績がなかった場合は、必ず上場申請前に余裕をもったスケジュールで「書面調査」を受けていただく必要があります。**

## 上場適格性調査体制に対する検証対象の取引参加者（上記Target通知より抜粋）

- |     |   |
|-----|---|
| (1) | 新規上場申請案件の有無に関わらず、書面調査の実施を希望する取引参加者  |
| (2) | 新規上場申請案件に係るエントリー時点において、過去に幹事 <sup>1</sup> 実績のない幹事取引参加者、又は一定期間 <sup>2</sup> 幹事実績のない幹事取引参加者（一定期間内に書面調査を実施している取引参加者は除く。） |
| (3) | 新規上場申請案件に係るエントリー時点において、直近の幹事案件から上場適格性調査に係る体制が大幅に変化したものと当法人が判断した幹事取引参加者（体制変更後に書面調査を実施している取引参加者は除く。）                    |
| (4) | 書面調査の結果又は当法人による上場審査の進捗状況等を踏まえ、上場適格性調査体制の運用状況についてさらなる検証が必要と当法人が判断した幹事取引参加者   |
| (5) | その他各種の情報に基づき、上場適格性調査体制に関する検証が必要と当法人が判断した取引参加者   |

※1 共同幹事の場合、上場審査において主たる役割を果たす主幹事に限る。以下同じ。

※2 3年間を目処とする。

## 2. 主幹事証券会社に必要な体制

---



- 「取引参加者における上場適格性調査体制等に関する規則」の趣旨を踏まえ、書面調査においては**上場適格性調査を行うにあたり十分な人員体制が揃っているか**等の組織体制の状況について確認します。

## 組織体制における主な確認ポイント

- (1) 上場適格性調査部門及び上場指導部門（ある場合）のそれぞれにおいて、他社又は自社における**主幹事証券会社としての上場適格性調査又は上場指導の十分な実績を有する経験者**がいること。
- (2) (1) の経験者を含め、組織的に上場適格性の調査・判断及び上場指導を行える体制があること。
- (3) 上場適格性の調査及び上場指導の過程において、必要に応じて社外機関及び社外人材を利用し深度ある確認を行える体制にあること。
- (4) 上場適格性調査部門と上場指導部門等との間に情報遮断の体制（ファイアーウォール）があること。
- (5) 上場適格性の調査にあたり、上場指導部門等と必要な情報について連携できる体制にあること。

### （上場適格性調査の実施）

#### 第3条

幹事取引参加者は、次の各号に掲げる有価証券の新規上場申請を行おうとする又は行った者及びその企業グループについて、当該各号に定める事項又は基準に適合する見込みがあるかどうかの調査を行うものとする。

- (1) スタンダード市場へ新規上場申請が行われる株券等（テクニカル上場規定の適用を受ける株券等を除く。）

上場規程第207条第1項各号に掲げる事項

- (2) プライム市場へ新規上場申請が行われる株券等（テクニカル上場規定の適用を受ける株券等を除く。）

上場規程第213条第1項各号に掲げる事項

- (3) グロース市場へ新規上場申請が行われる株券等（テクニカル上場規定の適用を受ける株券等を除く。）

上場規程第219条第1項各号に掲げる事項

（以下省略）

- 前頁に記載の組織体制に加えて以下の事項についても、**規程類への明記と、実効性ある運用体制の整備**が求められます。

(監査人からの意見聴取)

## 第4条

幹事取引参加者は、上場適格性調査（前条各項に定める調査をいう。以下同じ。）の対象となる者の財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等から意見を聴取するものとする。

(幹事取引参加者の交代等があった場合の対応)

## 第5条

幹事取引参加者は、新規上場申請等（第3条各項に定める申請をいう。以下同じ。）を行おうとする又は行った者に係る次の各号に掲げる事実を知ったときは、その理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。ただし、第3号にあっては、第3条第1項に定める新規上場申請を行おうとする又は行った場合に限る。

- (1) 指名を予定していた幹事取引参加者の交代
- (2) 選任又は選任を予定していた財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の交代
- (3) 新規上場申請を予定していた金融商品取引所等の変更

(社内記録の作成、保存)

## 第6条

幹事取引参加者は、新規上場申請等を行った者に対する上場適格性調査について、次の各号に掲げる社内記録を作成し、新規上場申請等を行った日から5年間当該記録及び記録作成の基となる資料及び情報を保存するものとする。

- (1) 上場適格性調査において収集した資料及び情報（上場適格性調査の結果に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録
- (2) 上場適格性調査の結果の形成過程に係る記録

(上場日までの企業動向の把握)

## 第7条

幹事取引参加者は、新規上場申請等を行った者について、当該新規上場申請等を行った後、上場日等（第3条第1項に定める新規上場申請を行った場合にあつては新規上場日を、同条第2項に定める市場区分の変更申請を行った場合にあつては市場区分変更日を、同条第3項に定める審査の申請を行った場合にあつては同項各号に定める事項に適合することが確認された日をいう。）までの期間において、上場適格性調査の結果に影響を及ぼすおそれのある事象を認めた場合には、直ちに当該事象に係る内容を当取引所へ報告するものとする。

(上場適格性調査の独立性の確保)

## 第8条

幹事取引参加者は、次の各号に適合する組織体制を整備するものとする。ただし、幹事取引参加者が上場適格性調査において独立した意見形成を行うことができる体制を実質的に構築しているものと当取引所が認める場合は、この限りでない。

- (1) 上場適格性調査を行う部門（以下「上場適格性調査部門」という。）を設置すること。
- (2) 上場適格性調査部門において上場適格性調査を行う担当者は、新規上場案件等を獲得するための営業推進業務及び新規上場を申請する者に対する指導業務に携わらないこと。
- (3) 上場適格性調査部門を担当する役員は、上場営業推進を行う部門及び上場指導を行う部門を担当しないこと。

(社内規則等の制定)

## 第9条

幹事取引参加者は、上場適格性調査の実施及び上場適格性調査部門による独立した意見形成のために必要な事項を定めた社内規則等を整備するものとする。

(社内検査の実施)

## 第10条

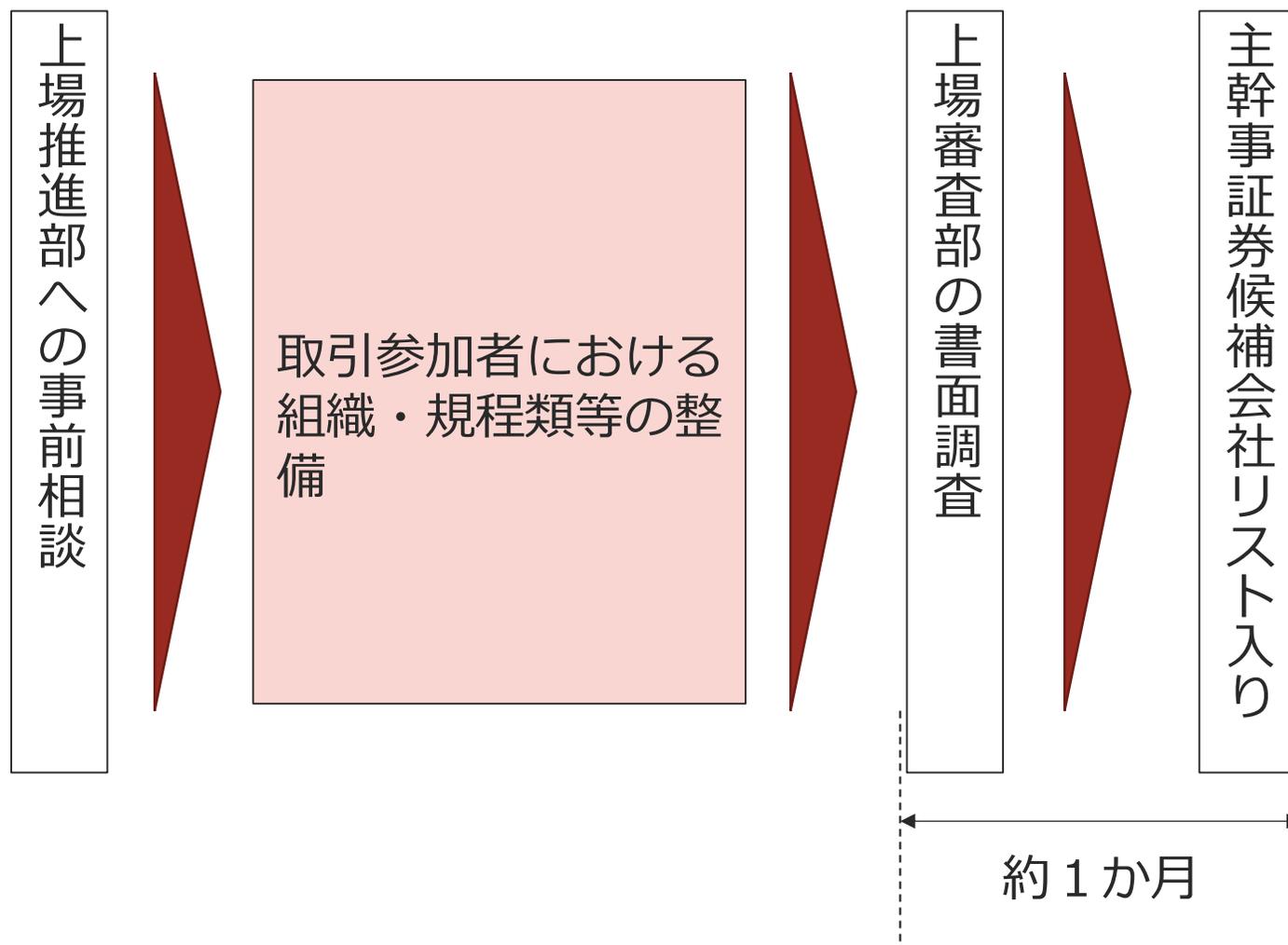
幹事取引参加者は、前条の社内規則等について、遵守状況に関する定期的な社内検査を行うことその他必要な措置を講じることにより、その実効性を確保するものとする。

# 3. 書面調査までのステップ

---



- 書面調査を受けるにあたっては、上場推進部の主幹事証券会社相談センターにご相談いただき、必要な組織・規程類の整備を行っていただきます。
- 書面調査に必要な期間は原則 1 か月で、必要に応じヒアリングも実施します。



## 4. 書面調査に係る提出書類

---



## ■ 社内規程・組織体制関係

項番	書類名	
1	社内規程・マニュアル	(1) 社内組織規程
		(2) 社内権限分掌規程
		(3) 決裁権限規程
		(4) 上場指導業務の内容・手続を定めた規程
		(5) 上場適格性調査業務の内容・手続を定めた規程
		(6) 上場指導業務の内容・手続を定めた細則等
		(7) 上場適格性調査業務の内容・手続を定めた細則等
2	社内組織体制に係る書類（独立した上場適格性調査部門が設置されている場合）	(1) 上場指導部門の組織体制に係る各種書類
		①組織図
		②担当者の略歴
		③担当者的上場指導実施実績
		(2) 上場適格性調査部門の組織体制に係る各種書類
		①組織図
		②担当者の略歴 ③担当者的上場適格性調査実施実績

## ■ 社内規程・組織体制関係

項番	書類名	
3	社内組織体制に係る書類（独立した上場適格性調査部門が設置されていない場合）	(1) 組織図
		(2) 担当者の略歴
		(3) 担当者の上場適格性調査実施実績
4	手続フローチャート	(1) 上場指導業務及び上場適格性調査業務の実施手続に係るフローチャート

## ■ 社内検査関係書類

項番	書類名	
5	社内検査関係書類	(1) 上場適格性調査部門に対する社内検査計画書
		(2) 上場適格性調査部門に対する社内検査結果の報告書

# 5. 主幹事証券会社相談センターについて

---



- 東京証券取引所上場推進部では、主幹事証券会社として書面調査を受けることを希望する取引参加者を支援しております。
- 下記問い合わせ先にご連絡いただければ、組織体制や規程類の整備等について、書面調査の完了までサポートさせていただきます。
- 主幹事証券会社としての新規での活動開始や再開について、検討初期段階でも結構ですので、お気軽に問い合せください。

## 【問い合わせ先】

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/basic/03.html>

株式会社東京証券取引所 上場推進部  
主幹事証券会社相談センター ipo@jpx.co.jp